

令和7年度 第2回愛知県難聴児支援協議会

議 事 録

令和8年2月16日（月）

愛知県難聴児支援協議会

令和7年度 第2回愛知県難聴児支援協議会 議事録

1 日時

令和8年2月16日（月）午後2時から3時30分まで

2 開催場所

愛知県自治センター 6階 602会議室及び603会議室

3 出席者

荒木紫野舞委員、江崎友子委員、岡部巨和子委員、柏倉秀克委員、加藤久典委員、
神戸勝一委員、高橋真理子委員、中嶋宇月委員、三宅正記委員

9名

（欠席 岡本弥生委員）

（事務局）

福祉局福祉部障害福祉課、保健医療局健康医務部健康対策課、教育委員会事務局
教育部特別支援教育課

4 議事

議題 難聴児支援センター（難聴児支援のための中核的機能）について

報告事項 （1）愛知県版「お子さんのきこえのハンドブック」について
（2）令和8年度県事業について

5 資料

次第、委員名簿、配席図、愛知県難聴児支援協議会設置要綱、資料1～4

6 開会

<障害福祉課担当課長挨拶>

<委員紹介>

7 議題 難聴児支援センター（難聴児支援のための中核的機能）について （障害福祉課 小田嶋主事）

それでは、今回の会議の議題につきまして、事務局から説明いたします。

以降、着座にて失礼いたします。

現在、難聴児支援のための中核的機能に係る国の方針及びあいち障害者福祉
プラン 2021-2026 の計画に基づき、いわゆる難聴児支援センターの設置に向け

て検討をしているところです。

本年度、難聴児支援センターの設置にあたり、全国的な動向を把握するため、「難聴児支援に関する実態調査」を実施いたしました。

今回は、本調査の結果も踏まえて、難聴児支援センターについて、今一度、皆様からの御意見を賜りたく存じます。

資料1「難聴児支援センター（難聴児支援のための中核的機能）について」の2ページ目からご覧ください。

はじめに、難聴児支援センターに係る国の方針等について説明いたします。

令和4年2月に厚生労働省より通知された「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」において、難聴児支援を担当する部局を明確にし、関係者間で顔が見える協議の場を提供するなど、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を行うことが求められております。

続きまして、3ページをご覧ください。

令和5年に一部改正されました「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、これは令和6年度から令和8年度までを期間とする障害福祉計画・障害児福祉計画の策定指針になりますが、この指針において、難聴児支援に関しても明記されております。

例えば、第一の四の2のところで、難聴児支援における関係機関と連携した支援として、「難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置や新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引の作成を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ることが必要である」とされております。

また、本指針の第2の五の2のところで、「令和8年度末、すなわち2026年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする」とされております。

続きまして、4ページから6ページ目をご覧ください。

令和6年3月にこども家庭庁より通知された「聴覚障害児支援中核機能強化事業実施要綱」では、地域における聴覚障害児の支援体制を強化することにより、聴覚障害児とその家族に対して早期から切れ目なく適切な情報と支援を提供することを目的とし、本要綱が定められました。

この要綱で「難聴児支援のための中核的機能」の詳細が示されておりますが、具体的には、聴覚障害児支援に係る業務の経験を有し、一定程度の知識と技量を有する職員（言語聴覚士等）をコーディネーターとして確保し、以下の（1）聴

覚障害児に対応する協議会の設置から（５）聴覚障害児に関する研修・啓発まで、事業すべてを実施することとされております。

なお、本事業は国が別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとしており、「基準額 1,700 万円、補助率 1/2」とされております。

続きまして、7 ページをご覧ください。

難聴児支援センター（難聴児支援のための中核的機能）に係る愛知県の計画について説明いたします。

本県では、国の基本指針を踏まえ、あいち障害者福祉プラン 2021-2026 においても「2026 年度末までに、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する」こととしております。

続きまして、8 ページをご覧ください。

今回実施いたしました他の都道府県の実態調査の結果について説明いたします。

これは、本県での難聴児支援センターの設置の検討の参考とするため、本県が各都道府県に調査を行ったものになります。

なお、今回締切までに調査に回答のあった都道府県は 42 でした。

このうち、難聴児支援のための中核的機能を有している体制の確保のため「難聴児支援センターを設置している」と回答した都道府県は 13、難聴児支援センター設置以外の方法で体制を確保していると回答した都道府県は 10、中核的機能を有する体制を確保していないと回答した都道府県は 19 という結果となりました。

なお、センター設置以外の方法で体制を確保している例としては、8 ページにもお示ししておりますが、県内の療育機関、聾学校、医療機関等で連携することをもって中核的機能を有する体制を整備しているとのことでした。

続きまして、9 ページをご覧ください。

以降のページでは、難聴児支援センターを設置していると回答のあった都道府県の概要について説明いたします。

はじめに、センターを設置した場所について説明いたします。10 ページをご覧ください。

難聴児支援センターを設置した場所の内訳として、医療機関が 6 件、障害者情報提供施設が 3 件と続き、以下障害者支援施設 1 件、当事者団体 1 件、療育機関 1 件、特別支援学校 1 件であり、全体の約半数が医療機関に設置しているという結果となりました。

医療機関に設置した主な理由といたしましては、新生児聴覚スクリーニング検査の精密検査の結果を踏まえた相談に応じることができ、かつ最新の医療技術や知見をベースにした支援ができるとともに、県内の専門療育機関と綿密な

連携を図りながら医療での治療方針を踏まえた上で療育に繋げることができること、病院機能を有するとともに新生児聴覚検査における精密聴力検査機能を有しており、難聴児への支援や関係機関との連携等を行うにあたり十分な効果を発揮できると判断したことなどが挙げられます。

続きまして、11 ページをご覧ください。

医療機関以外に設置した理由について、施設ごとに説明いたします。

まず、障害者情報提供施設に設置した理由といたしましては、関係機関と連携をとりながら聴覚障害児への相談支援を行っている実績があるため。

当事者団体に設置した理由といたしましては、支援員に当事者の方、聴覚障害児の子育て経験者、手話通訳者を配置し、支援員がロールモデルとなりながらサポートする体制を構築するため。

療育機関に設置した理由といたしましては、県内の聴覚障害児の療育を中心的に行う社会福祉法人があり、そこにセンターを設置することで効率的かつ効果的に事業を推進できるため。

特別支援学校に設置した理由といたしましては、必要に応じて学校と密な連携を図るため。

などが挙げられました。

続きまして、実施している事業の内容について説明いたします。12 ページから14 ページまでをご覧ください。

ここでは、聴覚障害児支援中核機能強化事業実施要綱に基づき、各機関ではどのようなことを実施しているのか具体例等を示しております。

(1) 聴覚障害児に関する協議会では、実施回数は都道府県によってまちまちであるものの、年1回での実施が多く、議題としては県内の難聴児支援に対する情報共有や課題整理、協議を実施しているとのことでした。

(2) 関係機関との連携では、リファーとなった児の追跡調査、市町等における受検状況等の情報管理のルール整理、個別のケース情報の共有などが挙げられました。

(3) 家族支援の実施では、保護者向け学習会を実施、きこえに関する手引・手帳の配布、当事者、保護者からの相談支援を実施、アプリ（新生児聴覚スクリーニング検査支援システム）で検査結果等の情報提供などが挙げられました。

(4) 巡回支援の実施では、幼稚園、保育所、小中学校、特別支援学校等で実施、必要に応じて家庭訪問による相談支援を実施などが挙げられました。

(5) 難聴障害児に関する研修・啓発では、保護者や保健師・教育関係者を対象とした研修や、出前講座の実施、各機関で行われる研修情報の共有及び相互に活用を推進するなどが挙げられました。

続きまして、センターの人員体制について説明いたします。15 ページ、16 ペ

ージをご覧ください。

ここでは、医療機関に設置した場合とそうでない場合と分けて説明いたします。

はじめに、医療機関に設置した場合について説明いたします。

実施している規模感によっても体制に違いはあるものの、いずれの場合においても医師をセンター長におき、言語聴覚士及び教員を配置している体制で実施しております。

次に、医療機関以外に設置した場合について説明いたします。

こちらは、設置した機関によって人員体制が大きく異なり、医師を置かない体制で実施している例もございました。

続きまして、センターの開所時間について説明いたします。17 ページをご覧ください。

センターの開所時間は、先ほどお示しした人員体制からもわかるように、センターによって開所時間が大きく異なり、施設の受付時間に準ずる例や、施設の開所時間に準ずる中の週3回程度、週1回で3時間といった例が挙げられます。

続きまして、センターの相談実績について説明いたします。18 ページから20 ページをご覧ください。

はじめに、相談件数及び相談方法について説明いたします。

各センターの相談件数についてですが、開所時間によって異なるものの、週5程度開所しているセンターの場合、1年間の件数の平均をさせていただくと、181件という結果になりました。

また、相談方法の内訳については、円グラフからもわかるように、対面での相談が最も多く、約半数という結果になりました。次いで電話での相談となっており、上位2つの方法での相談が全体の9割弱となっていることが分かりました。

次に、相談者の内訳について説明いたします。

相談者は、当事者からの相談が最も多く全体の4割、次いで医療機関、聾学校、聾学校除く学校・保育所等、市町村の順、となっております。

次に、相談内容の内訳について説明いたします。

相談内容は医療に関する相談件数は全体の半数を超えており、次いで、療育に関すること、教育に関することの順となっております。

医療に関する相談例として、聴覚検査に関すること

療育に関する相談例として、きこえやことばの育ちに関すること、療育施設に関すること

教育に関する相談例として就学・就園に関すること が挙げられます。

また、医療以外の相談としては、難聴児が生活する施設や学校での支援に関する相談ニーズが高く、環境調整や行事に向けた支援の共有などがありました。

このことから、相談者の内訳や相談内容の内訳からもわかるように、相談内容は多岐にわたり、関係機関との連携が欠かせないことがうかがえます。

最後に、センターの活動実績について説明いたします。21 ページをご覧ください。

週5開所のケースと、週1回の開所のケースの例をご紹介します。

週5開所の例として、関係機関との会議11回、出張相談14回、保護者の交流会1回、保育所、学校等の職員研修6回という事例がございました。

本実態調査については以上となります。今回の資料によりまして、全国的な動向も踏まえ、委員の皆様には、本県における難聴児支援センターについて、その機能等についてご意見等を賜りたく存じます。本日委員の皆様からいただいたご意見も踏まえ、今後、県の方で具体的な検討・調整を進めていく予定です。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

(柏倉会長)

ありがとうございました。今、説明がありましたが今日ですね、メインの議論はこれになりますので、3時ちょっと前ぐらいまで時間とっていただいておりますので、それぞれの委員の立場で忌憚のないご意見をいただきたいと思えます。いろんな観点で、質問もあるかと思えますので、いかがでしょうか。

(荒木委員)

お願いします。全国の動向の調査ありがとうございました。他県の状況はわかりました。

愛知県として、2026年度末までに中核的機能を有する体制を確保するといったところで、来年度末までに確保することになっておりますけれども、具体的なスケジュール感、来年度の2回の会議で、そこまで持っていくようなスケジュール感について、お知らせいただきたいと思えます。

先日ですけれども、本校の乳幼児教育相談の方に、3歳を前にして、それまでなんの支援も受けられずに来た幼児の方がいらっしゃいました。

結局、切れ目があって、抜け落ちた子どもたちが今現状愛知県はたくさんいるということですので、そういったことも踏まえて、いち早く難聴児支援センターの設立に向けて取り組んでいただきたいと思えます。そのためにも来年度末までのスケジュールについて教えてください。

(柏倉会長)

お願いします。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

ありがとうございます。事務局でございます。

すいませんちょっとまず事務的に一番はじめに事務局から説明を飛ばしてしまいましたが、本日、手話通訳の方がいらっしゃいますので、ご発言は手話通訳ができるように少しゆっくり目に、皆様にお願ひできると幸いです。

今いただいたご質問の件になりますけれども、ご指摘いただいたとおり、県のプランではですね、2026年度末までにということで記載をしております。

難聴児支援センターを設置する場合には、当然県の予算要求等々も必要になっておりますが、恐縮ですけれども、来年度予算においてはまだ要求はできていないという状況になります。具体的に設置場所等も担っていただける場所との調整を行った上で、調整がつき次第、できるだけ早めに予算要求を行って、設置に向けて動いていくということになります。

従いまして、今日、どういった、個別具体的に固有名詞でどこどこかそういう話ではなくて、こういったジャンルの施設に置くことがいいのではないかとかそういった皆様のご意見があらうかと思っておりますので、それをいただいてですね、ちょっとまたこちらで検討させていただいて、できるだけ早めに具体的に調整をさせていただくということで予定しております。

(柏倉会長)

設置場所等は決まっていないということですよ。

それで、委員から、こういった内容を、機能を持たせるべきだっことを踏まえて、場所、受けてくれるところの選定の、資料にしていくというようなことでよろしいですか。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

はい。会長のおっしゃるとおりでございます。

(柏倉会長)

はい。それでは他の委員からよろしくお願ひします。

私の方からちょっとよろしいですか。

これは業務委託みたいな感じになっていくようなことなんですか。その事業の主体として。

それから、ちょっと具体的にいろんな他県の様子を見ているとイメージが少し湧いてくるところもあるんですけど、教員っていうのは、これは聾学校の教員っていうかそういうようなイメージなのか。その場合は、教育委員会から派遣をするのか、あるいは、別途退職者とかそういった人を採用するというイメージな

のか。ちょっと2点まず質問させてください。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

ありがとうございます。

まず1点目、委託なのかというところでございますが、今のところ想定しているのは、どこかの団体に委託をさせていただくということになりますが、仮に、県の直営って言うんですかね、施設があれば、委託というよりは、直接直営でやるということになりますが、他の県の事例を見ていると、ほとんどは委託という形でやられているということになります。

あと2点目でございますけれども、こちらも他の県の事例ですと、元豊学校の教員ということで伺っていますので、退職された方などをその委託先の施設が雇っていただいているということで、ちょっと詳細まで、全部の自治体がそうかというところまでちょっと申し上げられないんですが、恐らくは派遣という形ではなくて、元教員の方を雇っているという形でやられているようであります。

(柏倉会長)

ありがとうございます。

委託の話をもうちょっと深く深掘りしたいんですけど、例えば県の医療機関なんかの場合はちょっとその委託ではないということはわかったんですけど、例えば医療法人なんかを受けた場合は、医療法人に、その業務をお願いするということなたちで予算を投じて、その法人の中でその事業を担ってもらってそんなようなイメージですか。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

はい。ご指摘のとおり、仮に民間の医療法人にお願いするということになれば、県から委託という形で委託費をお渡しして、そのお金でもって事業を実施していただくという形になります。

(柏倉会長)

ありがとうございました。他皆さんいかがでしょうか。

(高橋委員)

高橋ですけれども、少しお聞きしたいのですが、この2026年度末に、中核機能を有する体制を確保するということがありますが、中核機能としては(1)から(5)までの機能ってということにはなっておりますが、2026年度末にすべて

の機能を持ったものがなければいけないのか、それとも、何かこの1つの機能から始めるってことで、できるのかどうか。後でそれから追加していくとかそういうことができるのかどうかってことを教えてください。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

引き続き事務局でございます。

国の指針の考え方を申し上げますと、国の方は中核的機能を2026年度末までとすることで示しておりまして、その中核的機能というのは、本日お示しした(1)から(5)まで、すべてをやってくださいという形になっております。

ちょっとこれはご参考までお伝えさせていただきますが、現在、国の方は、今この元々の指針の改定の作業を進めておりまして、今示されております改定の案を見るとですね、中核的機能の設置の目標年度について、2026年度末となっているところを、2029年度まで、3年間延ばす予定ということで今資料としてはお示しをされているという状況です。

あと順番に、まずここだけやって、次にここをプラスしてというのができるかということになりますけれども、そこについては各都道府県のやり方次第かと思えます。一番いいのは、2026年度までに全部(1)から(5)までやるというのが当然ですけれども、やり方として、間に合わなければまずここだけやって、次の年にここだけやるとか、そういうのはやり方としてはありえるかと思えます。

いずれにしても、実施を担っていただく、施設・団体との調整とかも必要になりますのでそういったところも踏まえて、やり方をまた考えさせていただければなと思っています。

(柏倉会長)

今の件に関連してですけど、その5つの機能を見ていると、例えば家族支援とか研修啓発とか、医療機関は引き受けて全部やるってなかなかしんどいなって感じまして、そういう何か事業を分担っていうんですかね、そういうような形での取りまとめをするところは受け皿としてあっていいかと思うんですけど、そういうような形も、他県にはありましたかね。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

はい。ありがとうございます。

特に病院で全部やるのが、というところだと思うんですが、今他県で病院にセンターを設置されているところは、調査の結果によれば、(1)から(5)までですね、全部担っていただいているという状況のようです。

先ほど事務局の方から最初に資料の説明で申し上げましたが、センターというものは設置していないけれども、県内の色々な機関でそれぞれ色々な事業をやって、全体として中核的機能の（１）から（５）までを全部やっているというように回答したのが 10 都道府県ありますので、色々な機関で複数の要素を担って、全体としてやっていますというのはあり得る方法かなとは思っています。

（柏倉会長）

ありがとうございました。他いかがでしょうか。お願いします。

（江崎委員）

江崎です。お願いします。他県の情報ありがとうございます。

この、今も話題に挙がった医療機関がセンターを担っているところはおそらく、ずっと前からそういう体制ができている先行県だと思うんです。

新生児聴覚スクリーニングが始まったところから、そういう体制づくりをしているような、比較的、人口の少ない県が実際になりますので、そうすると、病院も少ないですし、いろいろな施設も少ない中で、連携が割と最初から取りやすい県で行っているところだというふうに考えます。

ですので、医療機関がすべて（１）から（５）を担うというのは、ある程度最初からやっていて、そこに機能を上乘せしているところが現実だと思います。

愛知県の場合はそういう状況ではないので、例えば医療機関に委託して（１）から（５）をやってくれというのは、実質的に、非常に難しいかなというふうに思います。

なので、この情報を見せていただいた中で、愛知県に近い人口や愛知県に近い病院の数だとかを含めたところを参考にするというか、せつかく情報を得ていますので、そういう県を少し参考やモデルにして、では愛知県はどうするかというふうに考えた方が、具体的な話になりやすいのではないかなと思います。

委託となると、なかなかその人員を公募するのも、そこがやるのかとか、いうことになりますので、やはり医療機関もどこも、なかなか経営的にも難しいです。経営的な部分や、手間というか、そういう公募も含めた手間も含めて、お願いベースだと難しいと思うので一緒にやっていくという形でないと、なかなか実際には進みにくいかなというふうに感じました。以上です。

（柏倉会長）

ありがとうございます。

今の、ご意見の中でね、愛知県と同程度のついているのは非常に重要な視点だと

思うんですね。やっぱり規模が小さいところってもうそこが引き受けざるをえないとか、もともとそういう機能になってきているっていう。他の疾患とか、障害種別でもよく見られるんですけど。

愛知県の社会資源はいくつかあったりして、それぞれがそれぞれの歴史もあったりして、県全体でまとめるとしたらうちしかないねっていう話になりにくいような状況もあるのかなと思うんですけど。

そういう意味で、神奈川県とか、どのぐらいの規模なんですかね。

愛知県に比較的近いような政令市を持ってるところで比較すると、何かロールモデルになるようなものってございましたかね。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

はい。ありがとうございます。

確かにご指摘のとおりですね、数を見ると、医療機関に設置しているところが多いという結果でございますが、人口規模で見ますと愛知県ほど人口があるところでは、医療機関はないです。

おそらく、県内で大きい病院が、愛知県ほどなくてですね、ここだよっていうところが1ヶ所あるというような県がその医療機関にお願いをしているという形が多いのかなと見てとれます。

愛知県ぐらいの人口規模ということで申し上げますと、神奈川県ですとか、大阪府とか兵庫県とかも設置をされていますが、これはたまたまという面もあるかと思いますが、いわゆる障害者情報提供施設の方に設置をされているようです。他はちょっと愛知県ほど人口があるところは今回の結果上はないです。

(柏倉会長)

ありがとうございます。荒木委員、お願いします。

(荒木委員)

お願いします。

聾学校についてはやはり、他県で1校だけっていうところとその数がある程度揃っているところがはっきりしておりまして、愛知県の場合5校ありまして、そのうち4校が乳幼児教育相談を実施しているっていうのは、前の会議でもお話をさせていただきましたけれども、今まで培ってきたノウハウが乳幼児教育相談のところではかなりあると思います。

ですので、そこでの連携は絶対に必要だというふうに考えておりますので、設置場所がどこになるかっていうのは私どもいえることではありませんけれども、

何かしらの形で聾学校を巻き込んで、県からの委託も入ってってというようなところが好ましいのではないか。今ある財産をしっかりと活かしていくってことは、愛知県の強みではないかというふうに思っております。

(柏倉会長)

ありがとうございます。

どちらかが引き受けるにしても今おっしゃっていただいたような、すでにネットワークを持っている既存のスキームも活用するということがとても重要になってくるのかなと思います。

他はいかがでしょうか。

ただ心配なのは、何かこのままずるずるとそれぞれの機能をそれぞれに分散しちゃうと、最初の本当にワンストップサービスじゃないですけど、ここに行けば何とかできるってことができなくなっちゃうので、やはり窓口はどっかに決めたいというのは、皆さん総意だと思うので、そのところはうまくいってほしいなという願いではありますが、いかがでしょうか他に。

岡部委員をご指名してよろしいですかね。ちょっと家族支援の視点からでも。

(岡部委員)

当事者の岡部です。教育相談を現在担当しております、今、荒木委員が言われた内容にほぼほぼ賛成です。

といいますのは、やはり切れ目ないというところでは、乳幼児教育相談から幼稚園部、小学部、中学部、高等部、専攻科、それ以上の進学、聾学校のネットワーク、今までのスキル・ノウハウは必ず活かしていけるものだとも私も実感しております。

しかし、今現在、乳幼児教育相談でも、仕事をされている保護者さんは、聾学校の支援、聾学校のスキルを身につけず、独自で頑張っておられるという状況の中、先ほどもございましたとおり、入園・入学間際になって、突如として、難聴児が、「保育園に入れない。幼稚園に入れない。学校はどうしたらいいのか。」ということで右往左往されておりますので、市町村でやっている定期健診の強化、そして、確実に相談窓口につなげていただくということでは、新たな支援センターは、「情報が必ず中立である。いろいろ偏らない。情報をフラットにお伝えできる。」という面では、まずはノウハウのあるところに強化していくっていうイメージでいかがかな、一番それが現実的なのではないかと思っています。ありがとうございます。

(柏倉会長)

はい、ありがとうございました。ご意見ということですが、その他いかがでしょうか。はい、お願いします。

(中嶋委員)

愛聴協の中嶋です。

見させていただいていくとちょっとなかなか難しい問題だと思うんですけど、私たちの立場としては相談の中で、やっぱり一番多いのは親御さんの悩みの中では、仕事を持ってらっしゃるということですね。卒業した後に、お子さんがどういうふうに仕事を就くのかっていう相談が一番多いです。自分の子どもが社会に参加したときにきちんと仕事ができるのかっていう心配されてる親御さんが多いです。そういった相談をよく受けてます。学校を卒業した後に、きちんと子どもが聞こえない、子どもが仕事をきちんとできるのかっていう部分。その大人のロールモデルっていうのも含めた相談ができる場所っていうのが大事なかなと思います。

生まれてから乳幼児から成人までのことをきちっと、岡部さんがおっしゃったように、切れ目のない支援っていうところが、また仕事までも含めた相談ができる場所というところが含まれるといいかなというふうに考えてます。以上です。

(柏倉会長)

貴重なご意見ありがとうございました。その他いかがでしょうか。お願いします、江崎委員。

(江崎委員)

江崎です。

難聴がわかってからの、今の先生方、皆さんの支援、切れ目なく支援をつなげていくっていうことも、一番、もちろん大事で。あと、先ほど荒木委員が言われたことに、もしかしたら一緒かもしれないんですけど、今年度も3歳とか5歳でようやくわかった難聴児というのがいます。

新生児聴覚スクリーニングがリファアだったんだけど、転居してそのままになってしまっていて。乳幼児健診で、言葉遅れや聞こえの相談もしていたんだけど、様子を見ましようということで、診断が遅れてしまった難聴児もあるし、医療機関で、ABRをやったんだけど、不十分なABRのまま言語訓練を受けていて、でもやっぱり反応が悪いんじゃないかという親御さんの判断で医療機関にもう一度受診してわかった例とか、やっぱりあるんですよ。

やはり、診断も大事になりますので、わかった後の支援も大事だし、医療とし

での診断が切れ目なく行えているということも、診断やその後の定期的受診もできているということが大事になると思うので、スクリーニングの後、きちんと医療機関に繋がっているか、その後診断がどういうふうになっているかっていう、そういうモニタリングとトラッキングも非常に大事になると思うので、中核センターとして全部この5項目が目標にはなりますけれども、そういうモニタリング・トラッキングも兼ねるようなことができる施設になって欲しいと思うので、そういうことができる委託先が望ましいというふうに思います。

(柏倉会長)

はい。貴重なご意見ありがとうございます。

どこについてということではなくて今おっしゃっていただいたように、こういった機能を持ったところに決めるのかっていう形で、ご意見出していただければありがたいと思います。

荒木委員、お願いします。

(荒木委員)

人員の体制についてです。

本校でやっている乳幼児教育相談のところで、療育に関するところは学校の方で十分できるかと思うんですけれども、やはり聴覚に関する内容ですが、大変多くあります。

ですので、他県の例でも言語聴覚士の方がメンバーに入っていらっしゃいますので、是非とも言語聴覚士を含めた人員体制を構築していただけるとありがたいと思います。以上です。

(柏倉会長)

ありがとうございました。三宅委員、お願いします。

(三宅委員)

名古屋市の中央療育センターの三宅と申します。

1点ちょっとご質問させてください。

先ほどですね、中核的機能の中で(1)から(5)までありますけれども、特に(3)以降に関しては医療の面だけではなくて、福祉の面も含めた支援が必要になってくる話かなというふうに理解させていただきます。

その中で、先ほど愛知県と同程度の規模の聞きたいということで神奈川・大阪・兵庫の例を挙げていただいて、障害者情報提供施設というところがセンターを実施しているということだったんですけど、もう少し、具体的にどんな施設が

やっているのか、少しご教示いただきたいなというふうに思います。

(柏倉会長)

よろしく申し上げます。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

具体的に申し上げますと、これ各県のホームページにも公表されている情報ですのでお話をさせていただきますが、神奈川県であれば、聴覚障害者総合福祉協会という社会福祉法人があるようで、そちらでやられております。兵庫県はですね、聴覚障害者協会、大阪は福祉情報コミュニケーションセンターという名称の施設でやられているということで伺っております。

(三宅委員)

もう1点すみません、確認させてください。

私どもの施設だとどうしても比較的年齢の小さいお子さん方を対象にしている施設というところもあるんですけど、この今回のセンターに関しましては、先ほど中嶋委員の方からもお話があったようなことところも含めて、いわゆる難聴児ということなので、0歳から18歳までを対象とする支援機関という理解でよいでしょうか。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

はい。ありがとうございます。

難聴児に対する支援ということになりますので、基本的には今ご指摘いただいたとおり0歳から18歳の方が対象ということになりますが、ただ、例えば19歳の方がですね、19歳になった途端にもう全く相談をしませんとかっていうことはないとか、あつてはいけないと思いますので、そこを踏まえた上で基本的には0歳から18歳ということになろうかと思えます。

(柏倉会長)

その他いかがでしょうか。

ちょうどおそらく県の方でいろいろ委託先を打診されたりとかしてると思うんですけども、そういう中に、今、情報提供施設というのが出ましたけど、例えば愛知県聴覚障害者協会とかは該当するのかなと思うんですけど、そういったところも打診の対象になりうるのでしょうか。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

はい、ありがとうございます。

まだ現時点ではですね、本日ご意見をいただいて、どこに設置しようかっていうのをちょっと検討してから打診ということになっておりますので、まだ他の施設含めてですね、打診はしてございません。

愛知県聴覚障害者協会は、具体的には中嶋委員のところになろうかと思うので、ちょっと私の方から何とも申し上げられないところもあるんですが、もし中嶋委員から何かあればご意見いただければなと思います。

(中嶋委員)

中嶋です。

先ほどお話があった(1)から(5)の機能について、すべてを私たちが受けるのはちょっと難しいかと思います。今の建物もとても古いもので、エレベーターも設置されていませので、規模としても小さいですし、今の建物の中でこの支援施設ができるかどうかというのはとても不安があります。建物も含めて、内容も具体的な相談は必要かと思います。以上です。

(柏倉会長)

ありがとうございます。

先ほど神奈川とかいくつか紹介があった中で、情報提供施設なんかは例えば、福祉サイドっていうんですかね、そちらが受けた場合っていうのはその医師とかっていうのはメンバーに入ってきますけど、そういうのはまた、そこが採用するような形でやっていくのか、医師会なんかと連携しているのか何かそういう情報とかはありますか。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

はい。ありがとうございます。

詳細については、申し訳ありません、ちょっとデータが今手元にないんですけど、資料1の16ページをご覧くださいと思いますが障害者支援施設でやられている場合に、医師はなしですね、言語聴覚士の方が、相談に応じているという事例もございますので、必ずしも、その場に医師の方が絶対いなきゃいけないかという、そうでもないのかなとは思いますが。

一方で、医療的なことを聞かれた場合に、相談できる先というんですかね、そういったところは、何らかの医療の関係の方とも連携をする体制っていうのを取る必要があるのかなというのは今のところ県としては考えているところになります。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

時間が大体来たところなんですがあと1件ぐらいまだご発言いただいてないとか、こういった点はどうかというのがありましたらいかがでしょうか。お願いします。

(岡部委員)

ひがしうら校舎で教育相談をしておりますが、ひがしうら校舎は教育相談、幼稚園部、小学部までの規模が小さい学校になりますが、私は3年目勤務させていただいております。年に1度、医療の先生が学校に訪問していただきまして、講演をしていただき、あとは、言語に関するベテランの先生が講師で研修を行う。これは、全教員が対象で参加されております。

相談、機関の連携というところでは、現在ひがしうら校舎は、99%ぐらい保健師さんの紹介で、乳幼児の今だと0歳が一番小さい赤ちゃんで今日も午前中に、半年過ぎた赤ちゃんを連れてきた親御さんが見えておりますけれども、保健師さんルート、もしくは病院の方から、保健師さんの方に行って保健師さんと親御さんが一緒に来てくださるということで、相談のほぼほぼ60%以上は保健師さんも同席をして教育相談を受けられております。私が携わっている範囲内のお話で申し訳ないんですけども、これを少し規模を大きくして、例えば幼稚園・保育園の難聴児を受け持つ先生にも、そういった、病院の先生が訪問していただく研修会に参加していただくとか、言語訓練の様子をビデオに撮って研修を行っている内容を保育園・幼稚園の先生、難聴学級の先生に見ていただくとか、聾学校が持っているノウハウ、情報交換も含めてですけども、何か活かせる方法があるので、医療関係の大事な情報伝達っていうところは、また、その会議の中で、病院部門とか教育部門とか、療育部門とか、部門が分かれていますけども、センターとして、相談をまず最初に受けるっていうところは、もう早急に設置を本当に願います。

人員も限られておりますので、私は教員ではありませんし、保育士でもありませんが、療育に近いことを毎日やっておりますので、やはり人員が足りていないという面では、センター＝乳幼児部みたいな部門があると、そちらに必ず教員が配置されるっていうことも含めて、すいませんちょっとお願いになってしまいましたが、はい、こんな状況でございます。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

限られた時間ですけどもいくつか煮詰まった点もあったかなと思います。同

規模の県でやられてることですか、必ずしも医療機関ではないということもあるんだということですよ。

聾学校や福祉サイドも含めて、少し幅広くですね、この5つの役割を担えるところっていうのを、ぜひご検討いただき、できるだけ早く設置ができるということは皆さん総意だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、進めさせていただきます。

報告事項の(1)ですね、愛知県版お子さんの聞こえのハンドブックについて、事務局から説明をお願ひしたいと思います。

8 報告事項 (1) 愛知県版「お子さんの聞こえのハンドブック」について (障害福祉課 小田嶋主事)

事務局です。それでは、障害福祉課の小田嶋から、愛知県版「お子さんの聞こえのハンドブック」について説明いたします。

資料2及び資料3をご覧ください。

こちらのハンドブックは、令和7年度第1回協議会で委員の皆様からいただいた意見を踏まえ、加筆修正の上、令和8年1月に完成したものとなっております。委員の皆様におかれましては、本ハンドブックの作成に当たり、ご意見、ご協力いただき誠にありがとうございました。この場を借りて御礼申し上げます。

なお、本ハンドブックは愛知県ホームページにも掲載の上、市町村を始めとする関係機関に通知した旨、併せて申し添えます。

(柏倉会長)

はい、ありがとうございました。

ただいま、説明があった内容を踏まえて、皆様から補足とかご質問・ご意見等がありましたらよろしくお願ひします。

では荒木委員お願ひします。

(荒木委員)

ハンドブックの方ありがとうございました。

資料2の方ですね、裏面のQRコード、各関係機関一覧の方で、実際ここでやってみたところ、聾学校のところですけども、学校名と電話番号といったところでしたので、できればホームページに繋がるような形で、今後改定が行われるときには考慮していただければありがたいなと思いました。以上です。

(柏倉会長)

はい、ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

ただいまのご意見ぜひ、反映させていただければありがたいなと思います。
その他よろしいでしょうか。

はい、それでは報告事項の（２）ですね。令和８年度、県事業について事務局から説明をお願いします。

8 報告事項 （２）令和８年度県事業について

（障害福祉課 小田嶋主事）

それでは、まず始めに障害福祉課の小田嶋から、令和８年度県事業のうち、障害福祉課関連の事業について説明いたします。

資料４の１ページ目をご覧ください。

まずこの表の見方について説明いたします。

左の欄が令和７年度実施見込みであり、右の欄が令和８年度実施見込みとなっております。

さて、事業の説明に移りますが、県障害福祉課関連として、令和７年度からの継続事業で「愛知県軽度・中等度難聴児支援事業費補助金」を実施してまいります。

事業内容に大きな変更はありませんが、令和８年度から対象者の要件を一部改正し、聴力レベルの要件を満たさない児童でも、医師が補聴器等の装用の必要を認めた場合は補助対象とする予定です。予算額については、毎年度実績を基にしているため、若干の変動があり、令和８年度予算額については 853 万円余となっております。

次に、表の下段にございますその他の取組として、これらも継続事業となりますが、県障害福祉課内に手話相談員を配置するとともに、愛知県県民相談・情報センター及び各県民相談室において、予約制で手話相談員による出張手話相談を行ってまいります。

また、市町村における児童発達支援センターの整備を促進してまいります。

児童発達支援センターは、地域における難聴児を含む障害児支援の中核的機能を有する施設であり、圏域での設置も含め、全市町村に整備することを目標に掲げ、整備の促進を図っております。

以上が、障害福祉課関連事業についての説明となります。

（健康対策課 末藤主査）

次に、健康対策課関連の取組について説明いたします。

２ページをご覧ください。

新生児聴覚検査は、先天性難聴児を早期に発見するために有用な検査で、精密検査で難聴と診断された方に対し、早期に適切な支援を行うことで自立した生

活を送るために必要な、言語・コミュニケーション手段の獲得につなげることができるため、すべての新生児に受けていただくことが望ましい検査です。そこで、健康対策課では、啓発リーフレットを医療機関に配布し、新生児聴覚検査の受検を促進しています。

また、新生児聴覚検査の受検率の向上等を推進するために平成30年度から「愛知県新生児聴覚検査体制整備推進会議」を開催し、令和6年度からは、分娩取扱機関に対して聴覚スクリーニング検査精度の高い自動ABRの機器購入費用を助成しております。

市町村では、新生児訪問や乳児家庭全戸訪問等の際に母子健康手帳等から検査状況を把握し、未受検者への勧奨や難聴と診断された方に個別支援を行っています。

また、後天性の難聴や進行性難聴、新生児聴覚検査を未受検の方もいるため、乳児健診や1歳6か月児健診、3歳児健診において聴覚の状態を確認するなど、積極的に難聴児の早期発見に努めています。

新生児聴覚検査に係る費用については、県内すべての54市町村において受検者の経済的負担の軽減を図っています。

以上が、健康対策課関連事業についての説明となります。

(特別支援教育課 櫻井指導主事)

続きまして、教育委員会特別支援教育課からお願いいたします。

一つ目は、個に応じた教育推進事業(ろう幼児教育相談)です。

こちらは、聴覚障害のある幼児の早期教育を充実するために、昭和51年度より実施してきた事業です。言語習得の基礎は3歳までにほぼ完成されることから、聴覚障害児には、早期教育が特に必要との観点から実施されております。

令和8年度も、令和7年度と同様、県立聾学校幼稚部設置校5校の千種聾学校、千種聾学校ひがしうら校舎、豊橋聾学校、岡崎聾学校、一宮聾学校に5名の相談員を配置します。

聾学校幼稚部の入学は3歳ですので、0歳、1歳、2歳児を中心としておりますが、例年、3歳児以上も相談数としてはおよそ四分の一を占めております。

今年度の相談数はまだ出ておりませんが、ここ最近、5年の平均の相談幼児数は、県内併せて200人前後で推移しております。

(特別支援教育課 森指導主事)

次に、4ページ下の盲学校・聾学校通級指導担当教員の通級による指導についてです。県立盲学校・聾学校の教員が、視覚障害や聴覚障害のある児童生徒が在籍している公立小中学校に出向き、障害の改善や克服を目的とした自立活動を

行っております。担当教員は、愛知県には国から10名が加配されており、県内5つの聾学校に2名ずつ配置されています。令和7年度は111名の児童生徒が指導を受けました。通級指導を受ける頻度としては、1週間に1回から1か月に1回程度となっております。令和8年度も同様に行っていく予定です。

なお、令和8年度からは、名古屋市在住の児童生徒は名古屋市で通級指導を受けるということになります。

次に、発達障害児等支援・指導検討会についてです。5ページになります。県立特別支援学校の教員が、希望のあった公立幼稚園・小中学校に出向き、幼稚園・小中学校の教員と共に、障害のある幼児児童生徒に対する支援・指導方法を検討し、教員の資質向上を図ることを目的としています。そのうち、聴覚障害については、令和8年度も5つの県立聾学校に年間6回ずつお願いし、合計30回行う予定です。

特別支援教育課からは以上です。

(柏倉会長)

ありがとうございました。ただいま説明のあった内容を踏まえて、皆様から、ご質問ご意見等があればいただきたいと思っております。お願いします。

(江崎委員)

江崎です。

2点ありまして、1点目は、最初の1ページで、令和8年度の事業を、取組内容のところで、対象になる聴力レベルが30デシベル未満についても、医師の装用の必要を認めた場合に該当対象となると書いてありますが、これは、具体的に何を考えた上での書き方になるのかなど。聴覚処理障害のような方も対象にするという意味合いで、このような対象者に変更があったのか？など教えていただけるといいかなど。30デシベルであれば、軽度の難聴ではあるんですけど、例えば20デシベル以内だと正常範囲内なんですけど、何が該当になるのかこの文言になった背景を教えていただきたいと思っております。

もう1つが、6ページのところに、各市町村の教育委員会で取り組んでいる内容でロジャーのことが書いてあるんですけども。

今年度も、2例、聾学校ではなく通常学校に就学する方で、ロジャーを使用したいという相談があつて1人は人工内耳で1人は補聴器なんですけど、学校で購入ができないというふうに断られまして。その市町村の教育委員会と障害福祉課の方と、電話で話をしたんですけど、「予算が取れていないので、買えない。購入できない。」ということで意見書を書いて、一部保護者負担をするということで使うということになった方が見えました。愛知県からも、もう少し積極

的にそういう事例がいつ発生するかわかりませんので、具体的に予算を取るよ
うにとか、何かアナウンスしていただけると助かるなというふうに思います。

(柏倉会長)

それではまず1点目は、障害福祉課に対する質問になると思うのでよろしく
ご回答をお願いします。

(障害福祉課 長瀬主査)

障害福祉課の長瀬と申します。

ご質問いただきました、愛知県軽度中等度難聴児支援事業費補助金について、
ご説明させていただきます。

まずこの30デシベルの考え方というところがございますが、この補助金は、
身体障害者手帳の交付対象とならない、18歳未満のお子さんを対象とした補助
事業となっております。県の方で対象者を設定する際に、この30デシベルとい
うのを、当時、平成29年度から事業を行っておりますが、他県であるとか市町
村が行っている事業などを参考に、設定した聴力レベルというのが、両耳・30デ
シベルということで設定をさせていただいております。

今回の見直しの背景でございますが、この事業は、直接、障害のあるご家庭に
補助するものではなく、市町村に対して補助を行う事業となっております。そこ
で、各市町村も、こういった補助事業をそれぞれ持っていらっしゃるしまして、各
市町村の方でやっている事業の中でこういったご要望があり、県の方としても
見直すことを考えたということでございます。

こういった見直しを行うと、こういった方が対象として拾われるようになる
かというところがございますが、例えば今、両耳で聴力レベルというふうにして
おりますが、例えばここを原則、それから医師が必要と認めた場合は、聴力レベ
ル30デシベル未満でも、対象とするというふうにしますと、例えば、一側性難
聴の方ですとか、そういった方がこういった中で対象として拾われる方が出て
くるのではないかとというふうに考えております。以上です。

(江崎委員)

ありがとうございました。

一側性の方とか、あと、発言した後で思い出したんですけど、聴力系によっ
ては、4文法でやると30未満になるんだけど、ある一定のところが悪くて、
補聴器が必要になる方が確かに見えたので、この文言は助かる人がいるなとい
うふうに感じました。

市町村に向けても、愛知県としてはこういうふうにしますよというアナウン

スが出るため、市町村で、言い方悪いんですが、もめることはないというかそこは大丈夫というふうに理解しておいてよろしいでしょうか。

(障害福祉課 長瀬主査)

引き続き、障害福祉課長瀬からお答えさせていただきます。

当然こういった補助対象の見直しを行う際には、予算も伴うものですから、なかなか確定的なところは予算が決まってからということには当然なりますが、市町村等に対しては、県として見直しを行ってるといような情報提供のほうはさせていただいているところです。

一方で、先ほども少し申し上げましたとおり、市町村は市町村独自でこういった補助要綱ですとか、そういうものを定めておりますので、仮に県がこういう要件を緩和したとしても、市町村の方で同じような見直しであるとか、補助対象の方を広げるような改正を行わないと、その市町村ではこういった補助の対象にならないということは起こり得るかなと思っております。以上です。

(柏倉会長)

それでは2点目の質問につきまして、特別支援教育課からお願いします。

(特別支援教育課 森指導主事)

はい。ご意見いただきましてありがとうございます。

まさに合理的配慮に関することになるかというふうに思います。

予算のことについてなので、なかなか準備ができないっていうケースももしかしたらやっぱりあるのかなあということは想定しうるんですが、市町村の特別支援担当指導主事が集まる会が年に何回かありますので、そういったところで、こういった事例があつて、合理的配慮を行うことができなかつたっていう例を挙げまして、こういったことがないように早めに相談等を行っていくとか、意見を吸い上げるようにっていうことは、研修の方でも伝えていきたいなというふうに思っております。以上です。

(柏倉会長)

今の件ですけどね、市町村の教育委員会によっては療育支援・保育園・子ども園に対して、事前に就学する子どもの実態を細かく調査して、次の年度に齟齬がないように、予算化をしたりしてるところもあるので、これやっぱりばらつきあるんですね。で、急に4月にきて予算ないよっていうところもあるので、今もおっしゃっていただいたことでいいと思うんですけど、そういったきめ細かなね、連携ですよ。保養小の連携、これをきちっとやっていて、特に早期支援が

必要な障害児については重要なところになると思いますので、ぜひこれについては、研修等でまた強調していただけるとありがたいなと思います。

その他いかがでしょうか。お願いします。

(岡部委員)

岡部です。

江崎委員のちょっと分野が違うかもしれないんですけども、乳幼児の赤ちゃんが難聴とわかった段階で補聴器の装用が開始しますが、そのときに使用します、イヤーマールド。新生児ですと、手帳がまだ手元にないということで、ここ数年実費で、最初の両耳イヤーマールドを実費で購入されている方がほとんどなんですね。

やはり、6ヶ月7ヶ月で、ショックパニック状態の中で、そういった福祉がそこで見放されるというか。最初にイヤーマールドを購入するのが実費ではなくて、何か支給券なり1割負担なりの、まだ手帳がない方への支援といいますか、そういったのが予算に組み込まれると保護者さんは、ショックの中でも、社会は温かく見守っててくれるって安心できる。成長の保障につながると思います。何か急に、自分たちで買ってねみたいなところ、手帳がおりれば申請をして段階を経て購入することができるんですが、何かそこがちょっと私はいつも辛くなってしまうので、その切れ目ないっていうところでスタートから、もうしっかりと予算に入れていただけるとありがたいなと思います。

もう1点は、資料4の1ページの、その他の取組のところの2つ目の丸のところに、児童発達支援センターの整備、地域における障害児支援の中核的機能を有する児童発達支援センターの整備を進めているということなんですけども、この障害児支援、中核機能というのは、聴覚ではなくてということですか、聴覚も含めてですか、という質問です。お願いします。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

障害福祉課の小峰です。2点目のご質問のところ、お答えさせていただきます。

児童発達支援センターはですね、各市町村で、障害種別を問わず障害をお持ちのお子さんに対する支援を行うというセンターになっておりますので、そういう意味でいろんな障害に対応できるということで、センターの整備を進めるということになっております。

特に聴覚に特化したセンターという事ではございませんのでその点ご了承いただければと思います。

(柏倉会長)

岡部委員、1点目は要望でよろしいですよ。

(岡部委員)

はい。

(柏倉会長)

では、次をお願いします。

(江崎委員)

先ほどの、イヤーマールドの件なんですけど。

手帳の該当者の場合は、手帳の申請をするために、乳児の場合だとABR・ASSR等、自覚的聴力検査も複数回やった上でないと申請ができないので、まずそこで時間のロスがあつて。通常は1ヶ月ぐらいで交付がおりるんですけど、正直愛知県内でもちょっと地域差がありまして、時間かかるところはすごく時間がかかって2ヶ月ぐらい交付にかかるところもあるんです。

手帳がおりてからでないと、補装具の意見書が出せないなので、そこで補装具の意見書を出して、それから見積もりを取って、支給決定をいただくということになるので、あつという間に2、3ヶ月経ってしまう。そのあとでイヤーマールドを作るんですけど、実際のものができるまで2週間かかるものですから、少しでも早くやりたい場合だと、イヤーマールドだけ自費作成をさせていただいているというのが現状になります。負担をかける部分、ちょっと申し訳ないんですけども、手帳というシステム上仕方がないところになってくるのかと思います。

軽中等度の場合は書類が1枚で済むので、もう少し早いんですよ。

言い方悪いんですけど、1枚だけでつくれるので、手帳がおりてから意見書を出してから、イヤーマールドではなく、軽中等度の場合は軽中等度の補装具の意見書が通れば作る体制ができるので。また軽中等度の場合だと、市町村助成で、地域によってもめたことがあったものですから、軽中等度の場合は早く出るという背景もあるので、うちの病院はですけど、支給決定が出てからイヤーマールドを作るとしています。

あとは親御さんにお話をする際に、時間がかかっても補助を使ってやりたいか、時間はかかるので、自費作成をして先行して、補装具はレンタルで装用を始めるか、どうするっていうふうに伺った上で、選択させていただいてやっているというのが、うちの病院の話にはなりますが、そんな状況になります。

(柏倉会長)

ありがとうございました。貴重なそういった手続き上の事情もよくわかりました。

情報提供ありがとうございました。

予定した時間がですね、ちょうど来たところなので、一旦これをもちまして本日の議論は終了とさせていただきたいと思います。

貴重なご意見いただきましたので、これをもとにですね、事務局の方でセンターの設置に向けた様々な取り組みを進めていただければありがたいと思います。私の方からはこれで終わりということでよろしく申し上げます。

(障害福祉課 小田嶋主事)

柏倉会長、議事の進行ありがとうございました。また、委員の皆様方には、長時間にわたりまして、熱心なご協議をいただき、誠にありがとうございます。

事務連絡となりますが、来年度、第1回の会議日程は、現在調整中でございますので、令和8年7月中旬から下旬の午後2時から開催することを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。日程等が確定次第、事務局より別途ご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは閉会にあたりまして、愛知県福祉局福祉部障害福祉課担当課長の伊藤からご挨拶を申し上げます。

(障害福祉課 伊藤担当課長)

本日は大変お忙しい中、長時間にわたりご協議いただきましてありがとうございます。本日の議題であります、難聴児支援センター、難聴児支援のための中核機能について、それぞれのお立場から貴重なご意見いただきましてありがとうございます。本日いただきましたご意見をもとに、できる限り早期の設置に向けて引き続き取り組んで参りたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、本県の難聴児支援施策の推進につきまして、引き続きご支援ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和7年第2回愛知県難聴児支援協議協議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。